静岡県教育委員会告示第7号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等(令和2年静岡県教育委員会告示第3号)の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和6年3月15日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

改正後

改正前 1 職員の区分及び職務内容

会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。

(1) 教育部(静岡県教育委員会組織規則(平成30年教育委員会規則第1号)第4条第1 項に規定する教育部をいう。)

THE WILL TO STATE THE CALL OF THE						
職員の区分	職務内容					
(略)						
インクルーシブ	(略)					
支援員						
外国語指導講師	(略)					
(略)						

② 県立学校(静岡県教育委員会組織規則第 2条第1項第5号に規定する県立学校をい う。)

職員の区分	職務内容				
(略)					
スクール・サポ	(略)				
ート・スタッフ					

1 職員の区分及び職務内容

会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。

(i) 教育部(静岡県教育委員会組織規則(平成30年教育委員会規則第1号)第4条第1 項に規定する教育部をいう。)

職員の区分	職務内容
(略)	
インクルーシブ	(略)
支援員	
国際交流アドバ	高校生等の国際交流の充実を図る業
<u>イザー</u>	<u>務</u>
スーパーサイエ	
<u>ンスハイスクー</u>	<u>スーパーサイエンスハイスクールの</u>
ルコーディネー	活動推進の支援に関する業務
<u>ター</u>	
外国語指導講師	(略)
(略)	

② 県立学校(静岡県教育委員会組織規則第 2条第1項第5号に規定する県立学校をい う。)

	> 0 7						
職員の区分	職務内容						
(略)	(略)						
スクール・サポ	(略)						
ート・スタッフ							
<u>スーパーサイエ</u>							

非常勤嘱託員	(略)

(略)

2 特別の事情により任命権者が定める報酬の 基本額等

(1) (略)

② 別表第1に掲げる職員にかかる期末手当 基礎額の算定に当たっては、規則第9条第 2項中「当該職員がフルタイム会計年度任 用職員であると仮定した場合に支給すべき 給料及び地域手当の合計額」とあるのは、

「会計年度任用職員の給与等に関する条例 第9条第3項の規定により定められた報酬 の基本額に162.75を乗じて得た額」と読み 替えて、同項の規定を適用する。

- 3 全国的に統一して定められた基準に基づき 任命権者が定める給与
 - (略)
 - ② 別表第2に掲げる職員には、条例第11条に規定する期末手当を支給しない。

(略)

5 期末手当の支給日

規則第14条の任命権者が定める期末手当の 支給日は、別表第4の職員の区分欄及び基準 目欄に掲げる職員の区分及び基準日の別に応 じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。 ただし、支給日欄に掲げる日が休日等に当た るときは、その前において同欄に掲げる日に 最も近い休日等でない日とする。

別表第1 (略)

<u>ンスハイスクー</u>	<u>スーパーサイエンスハイスクールの</u>
ルコーディネー	活動推進の支援に関する業務
<u>ター</u>	
非常勤嘱託員	(略)

(路)

2 特別の事情により任命権者が定める報酬の 基本額等

(略)

- ② 別表第1に掲げる職員にかかる期末手当 基礎額及び勤勉手当基礎額の算定に当たっては、規則第9条第3項中「当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び地域手当の合計額」とあるのは、「会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項の規定により定められた報酬の基本額に162.75を乗じて得た額」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 全国的に統一して定められた基準に基づき 任命権者が定める給与
 - (1) (略)
 - ② 別表第2に掲げる職員には、条例第11条 に規定する期末手当<u>及び勤勉手当</u>を支給し ない。

(路)

5 期末手当及び勤勉手当の支給日

規則第14条の任命権者が定める期末手当<u>及</u>び勤勉手当の支給日は、別表第4の職員の区分機び基準日欄に掲げる職員の区分及び基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日欄に掲げる日が休日等に当たるときは、その前において同欄に掲げる日に最も近い休日等でない日とする。

別表第1 (略)

職員の区分		報酬の基本額 (時間額)	職員の区分			報酬の基本額 (時間額)	
	教育職員 <u>1,648円</u> (略)		1,648円	教育職員			1,716円
					(略)		
	スクールソ	社会福祉士、	(略)		スクールソ	社会福祉士、	(略)
	ーシャルワ	精神保健福祉			ーシャルワ	精神保健福祉	
松大大和	ーカー	士等専門的な		*/L */ > +\r	ーカー	士等専門的な	
教育部		資格を有する		教育部		資格を有する	
に勤務		者		に勤務		者	
する職				する職		上記以外の者	1,500円
員	(略)			(略)			
	インクルーシブ支援員 非常勤講師 (略) 乳幼児発達支援指導員		(昭各)		インクルーシブ支援員		(略)
					国際交流アドバイザー		<u>1,716円</u>
					スーパーサイエンスハイスク		<u>1,716円</u>
					<u>ールコーディネーター</u>		
			2,820円		非常勤講師		<u>2,830円</u>
					(略)		
			<u>1,740円</u>	乳幼児発達支持		援指導員	<u>1,787円</u>
	実習支援指導	員	<u>1,740円</u>		実習支援指導員 (略)		<u>1,787円</u>
県立学	(略)			県立学			
校に勤	初任者研修指	導員(養護)	<u>2,820円</u>	校に勤	初任者研修指導員(養護)		<u>2,830円</u>
務する				務する	初任者研修指導員(栄養)		
職員				職員	(略)		
	スクール・サ	ポート・スタッ	(略)		スクール・サポート・スタッ		(略)
	フ				フ		
					スーパーサイ	エンスハイスク	<u>1,716円</u>
					<u>ールコーディネーター</u> 非常勤講師		
小学校	非常勤講師		2,820円	小学校			2,830円
等に勤	初任者研修指	導員 (養護)	<u>2,820円</u>	等に勤	初任者研修指	導員 (養護)	<u>2,830円</u>
務する	初任者研修指	導員(栄養)		務する	初任者研修指	導員 (栄養)	
職員					(略)		
別表第	別表第4 期末手当の支給日 別表第				期末手当	<u>及び勤勉手当</u> の	<u></u> D支給日
(略)							

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。